

24清施管第1641号
平成25年1月29日

継続持込事業者 各位

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 西川 太郎
(公印省略)

廃棄物処理手数料の改定について（通知）

平素から清掃工場等の安全・安定な運営にご協力賜わりありがとうございます。
さて、東京二十三区清掃一部事務組合では、受益者負担の適正化を図るため事業系一般廃棄物の処理手数料を下記のとおり改定いたします。
今後も、引き続き効率的な清掃工場等の運営を目指し、処理経費の削減に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 改定時期 | 平成25年10月1日
(10月搬入分から適用) |
| 2 改定額 | <u>改定料金</u> 15.5円/kg
(現行料金 14.5円/kg) |

※裏面に東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例
第九条関係別表を掲載してあります。

<問合せ先>

東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部 管理課 搬入承認・手数料係
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
東京区政会館13階
電 話 03(6238)0829
FAX 03(6238)0740

平成 25 年 9 月 吉日

お客様各位



事業系一般廃棄物処理料金改定のお知らせ

酷暑の候、貴社いよいよご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様の店舗が御座います各区役所のホームページ等によって、今年 1 月から通知されておりますように平成 25 年 10 月 1 日より事業系一般廃棄物の処理料金(清掃工場の処理料金)が改定されることとなりました。(別紙参照)

改定額は 1 kg あたり 1 円の値上げとなります。

皆様から頂戴しております同料金は、この処理料金をベースに弊社の運賃を加算しております関係上、現在のご契約単価も 1 kg あたり 1 円の値上げをさせて頂きたいと思っております。(弊社の運賃自体の値上げは行いません。)

依然として不況の折、心苦しいとは存じますが同料金は排出事業者である皆様が負う公共料金であるため、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※消費税別、平成 25 年 10 月 1 日発生分より改定